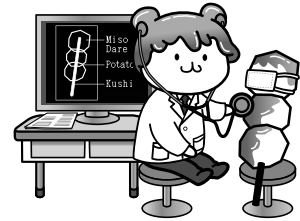


安心して住める 医療環境を守りましょう！



救急医療や産科医療は昼夜を問わない過酷な医療現場であり、そこに携わる医師・看護師などの医療スタッフが厳しい勤務環境の中で対応しています。

こうした中で、医療体制の維持が困難になっている地域もあり、秩父地域も例外ではありません。病院や診療所などの努力により、厳しい状況の中で医療体制が維持されている状況です。

全国的にコンビニ受診(※)や、妊婦健診を受けずに出産するといったことが問題になっていますが、医療体制の維持のためには、救急医療や産科医療のことを正しく理解し、**適切に受診しようとする心掛けと、皆様のご協力が必要です。**※仕事など自分の都合を優先させ、日中の一般診療と同じような感覚で救急外来を利用すること

皆さんの心掛けで、秩父地域の医療を守りましょう！

・かかりつけ医・かかりつけ歯科医を持ちましょう

・なるべく身近な医療機関を通常の診療時間内に受診しましょう

・妊娠中は妊婦健診を受けましょう

・医療体制の維持のため努力されている医療スタッフへ感謝の気持ちを忘れずに受診しましょう

・夜間や休日の急病で判断に迷った時は、**埼玉県救急電話相談**を利用しましょう(看護師が相談員となりアドバイスします)

埼玉県救急電話相談
☎ #7119 (24時間対応、無休)

秩父地域の救急医療体制
初期救急医療体制と第二次救急医療体制が整備されています。

初期救急医療体制とは：
外来のみで治療できる比較的軽症の患者さんに対応するもので、秩父都市医師会が運営する休日診療所、在宅当番医制や平日夜間小児初期救急があります。

第二次救急医療体制とは：
急病やケガなどで入院治療が必要になる患者さんに対応するものです。現在は、秩父地域内の3病院が輪番制で受け持っています。

救急医療体制については、24ページ「休日急患当番医」「休日在宅歯科当番医」、秩父市HPや、秩父都市医師会HPをご覧ください。

地域医療対策課 ☎ 22-2279

国民年金だより

社会保険料

(国民年金保険料)

控除証明書が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

このため、平成30年1月1日から10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、**社会保険料(国民年金保険料)控除証明書**(以降、証明書)が11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

ただし、9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで保険料を納付された一部の方は、11月中旬に証明書が送付されます。また、10月2日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方は、翌年2月上旬に証明書が送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができ、証明書を送付の上、申告してください。

ご寄附ありがとうございました

次の方から、教育振興のために寄附をいただきました。温かな善意に感謝し、ご紹介します。(平成30年9月)

▶9月12日、無垢の会様から、32,000円

民生委員・児童委員のご紹介

10月1日付で、次の方が厚生労働大臣ならびに埼玉県知事から委嘱されました。

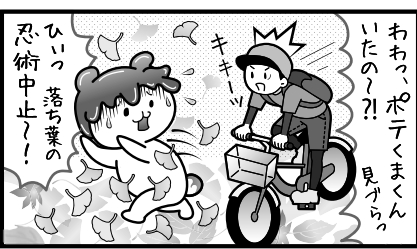
民生委員・児童委員(敬称略)
斎藤 靖子(近戸町)
☎社会福祉課 ☎ 25-5204

お詫びと訂正

10月号2ページの「秩父大滝紅葉まつり」の秩父路峠道ハイキングの集合時間に誤りがありました。お詫びして訂正します。

正 午前8時30分～10時30分
誤 午後8時30分～10時30分

☎ ねんきん加入者ダイヤル
0570-0031004
※祝日・年末年始を除き、平成31年3月15日(金)まで日本年金機構が開設します。
秩父年金事務所 ☎ 27-6560



ここはスポーツの秋にも最適だから...気をつけようねえ

11月は 児童虐待 防止推進月間です

保護者は「しつけ」のつもりでも

保護者の認識とは関わりなく、「子どもにとって有害であるか」「子ども自身が苦痛を感じているかどうか」という視点で判断し、現実には子どもの心や体が傷つく行為であれば虐待となります。
虐待の種類
身体的、性的虐待の他にも、次のような虐待があります。

- 保護の怠慢・拒否による虐待
食事を与えない、長時間放置する、同居人による虐待を保護者が放置するなど
- 心理的虐待
子どもの心を傷つける言動、子どもの目の前で、夫・妻・パートナーがその相手に暴力を振るうなど

なぜ虐待してしまうのか

虐待をする保護者だけを責めてしまいがちですが、保護者自身も生活苦や子育て、家庭の問題等で悩んでいたりと、さまざまな原因から虐待に至ることが多いのです。

虐待を防ぐために

虐待者が保護者であるため、子どもは自ら救いを求めることがなかなかできません。また、保護者を責めるだけでは解決にはなりません。周囲の人の温かいまなざしと援助が必要です。「もしかして、虐待?」と思ったらときにはご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。

- 問 熊谷児童相談所
- 048-521-4152
市役所社会福祉課 25-5204
- 吉田 大滝 荒川総合支所市民福祉課
吉田 ☎77-1111
大滝 ☎55-0101
荒川 ☎54-2111

地域包括 支援センター だより

介護予防で いつまでも ハツラツと

問 秩父地域包括支援センター ☎22-2582

もしかして、虐待? SOSを見逃さないために...

高齢者虐待とは、高齢者に対する殴る、蹴るなどの暴力行為だけではなく、蹴るなどの暴力行為だけではありません。次の行為も虐待にあたります。

虐待の種類	特徴
身体的虐待	たたく、つねる、殴る、蹴る、ベッドに縛りつける、無理やり食事を口に入れるなど
心理的虐待	怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をする、子ども扱いをするなど
介護・世話の放棄・放任	食事や水分を与えない、入浴させない、オムツを替えない、必要な医療、介護サービスを利用させないなど
性的虐待	高齢者へわいせつな行為を強要する、排泄の失敗に対して罰として裸に放置するなど
経済的虐待	高齢者の年金や預貯金を本人の同意なく使う、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせないなど

高齢者虐待とは? 虐待を受けている高齢者の方は、認知症など介護が必要な状態にある場合が多く、自らSOSのサインを出すことが難しい状態です。

体に痣や傷が頻繁にある、衣服が汚れている、家から怒鳴り声が聞こえるなど、周囲の人が気づくことができる虐待のサインもあります。「もしかして虐待?」と思ったら、一人で悩まずにご相談ください。

高齢者虐待の早期発見には?

高齢者虐待の原因の一つに介護疲れがあります。介護の負担が大きくなり、家族だけでは抱えきれなくなってしまうことがあります。

介護負担の軽減には、家族以外のひととの会話や愚痴を言う機会など、気分転換の場や周囲の方の理解が必要です。介護する家族の方が地域の中で孤立しないよう、地域の方の見守りや声掛けが大切です。こうした地域での支え合いが、高齢者虐待の早期発見にもつながります。

地域包括支援センターをご利用ください!

高齢者虐待に限らず、高齢者に関するさまざまな相談を受け付けています。「近所の一人暮らしの方が心配だな」「家族の介護、どうしたらいいか不安」など、困ったことがあります。お近くの地域包括支援センターへお気軽にご相談ください。